

○三豊市省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付要綱

令和6年5月1日

告示第128号

改正 令和7年3月27日告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー価格高騰対策及び地域における温室効果ガス排出量の削減を図るため、三豊市（以下「市」という。）の区域内の中小企業者（以下「中小企業者」という。）が実施する省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）及び省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）の導入等に係る経費に対し、予算の範囲内で三豊市省エネルギー設備導入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年三豊市規則第52号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 省エネ設備 エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備をいう。
- (3) 省エネ診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断をいう。
- (4) 診断実施機関 省エネ診断を実施する次の者をいう。

ア 一般財団法人省エネルギーセンター

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブ

ウ ア及びイと同等の診断を行うことができると認められる者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市の区域内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) この告示により補助金の交付を受ける経費について、国、地方公共団体その他公

共的団体から補助金等を受けていないこと。

- (4) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はこれらに準ずるものの構成員に該当しないこと。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、中小企業者の事業所において実施する次の事業とする。

- (1) 省エネ診断 この告示の施行日以降に実施したものであること。
- (2) 省エネ設備の導入 次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- ア 交付申請の日から前3年以内に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく一つ以上の改善提案（以下「改善提案」という。）をその内容とするものであること。
- イ 改善提案の内容を変更せず、そのまま実施するものであること。
- ウ 改善提案ごとに、その効果試算において温室効果ガスの排出量の削減が見込まれるものであること。
- エ 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- オ 導入する省エネ設備は、リース契約によるものでないこと。
- カ 導入する省エネ設備は、中古のものでないこと。
- キ 省エネ設備の導入を行う物件は、販売を目的とするものでないこと。
- ク 省エネ設備の設置場所は、三豊市の区域内であること。
- ケ 前各号に定めるもののほか、必要と認める要件

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業を実施するために必要な経費で、別表第1に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1の補助対象経費の合計額に同表の補助率を乗じて得た額とし、その上限を100万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が三豊市脱炭素経営事業者認定制度実施要綱（令和7年三豊市告示第110号）に基づく認定事業者である場合は、上限を150万円とする。
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを

切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に補助事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算（決算）書（様式第3号）
- (3) 収支予算書に計上した経費に関する見積書等の写し
- (4) 診断実施機関の発行する省エネ診断の報告書の写し
- (5) 省エネ設備の導入を行う物件の概略図
- (6) 省エネ設備の導入に係る納品書の写し（型式が確認できるもの）
- (7) 省エネ設備の導入を行う物件の現況カラー写真
- (8) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
- (9) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、事業所の所在が確認できるもの）
- (10) 誓約書（様式4号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な書類

2 補助金の申請は、1 中小企業者につき1回限りとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の内容変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、省エネルギー設備導入等支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、別表第2に掲げる軽微な変更の場合を除く。

(補助事業の内容変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は前条第1項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは、省エネルギー設備導入等支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- (5) 補助事業が補助金の交付決定を受けた会計年度内に完了しないとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消す場合は、省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、省エネルギー設備導入等支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算(決算)書(様式第3号)
- (2) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 省エネ設備の導入に係る竣工図面
- (5) 省エネ設備の導入状況を示すカラー写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査のため必要があると認めるときは、実地に調査等を行うことができる。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付額の確定を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、省エネルギー設備導入等支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を補助事業者を支払うものとする。

（報告、検査又は指示）

第16条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項の規定により職員が検査するときは、職員の身分を証明する書類を携行し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

（省エネ設備の処分制限）

第17条 補助事業者は、第14条の規定による補助金の交付額の確定日が属する年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで当該省エネ設備の処分（譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他補助金の交付目的に反する行為をいう。）をしてはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ省エネルギー設備導入等支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認申請があった場合は、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、省エネルギー設備導入等支援事業補助金財産処分承認通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が当該省エネ設備を処分し、補助事業者が収入があった場合において、その収入額が補助金の交付額と同額又はそれを上回るときは補助金の交付額の全部を、補助金の交付額に満たないときはその収入額を市に納付させることができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助事業者が第17条第1項の承認を受けないで、当該省エネ設備を処分したときは、交付した補助金の全部について、市が請求した日から30日以内に返還させるものとする。

(補助金の返還免除)

第19条 前条の規定により、補助金の全部を返還する場合において、その事由が暴風、地震、落雷、洪水等その他の天災地変による破損その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該省エネ設備を処分する場合は、補助金の返還を免除する。

(使用状況報告)

第20条 補助事業者は、当該省エネ設備の導入月の翌月から使用電力量等の状況に関し、省エネルギー設備導入等支援事業に係る使用状況報告書(様式第14号)を市長が定める期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定による使用状況報告の期間は、1年とする。

(協力事項)

第21条 補助事業者は、市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項について、協力しなければならない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3 補助事業者に報告を求め、検査し、又は指示することについては、第16条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 省エネ設備の処分(譲渡、交換、貸付又は廃棄に供することその他補助金の交付目的に反する行為をいう。)制限については、第17条の規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 承認を受けないで当該省エネ設備を処分した場合の補助金の返還については、第18条の規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

6 暴風、地震、落雷、洪水等その他の天災地変による破損その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由で当該省エネ設備を処分する場合における補助金の返還免除については、第19条の規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

7 省エネルギー設備導入等支援事業に係る使用状況報告については、第20条の規定は、

第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 8 市が取り組む脱炭素化の推進に係る事項についての補助事業者の協力については、第21条の規定は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条、第6条関係）

	補助対象経費	補助率
1	診断実施機関の実施する省エネ診断費用で、この告示の施行日以降に診断実施機関の実施した省エネ診断の診断、算定費、専門家の派遣に係る費用等の自己負担額	2 / 3
2	省エネ設備の更新費用及び設備改良費用で、交付申請の日から前3年以内に診断実施機関から報告を受けた省エネ診断の結果に基づく省エネ設備の設計費・設備費・工事費（既存設備の撤去・処分費含む。）	

別表第2（第9条関係）

	区分	軽微とする変更内容
1	補助対象経費の配分	補助対象経費の20パーセント以内の減少となる変更
2	補助事業の内容	補助金の交付申請書の記載内容に関し、補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない変更